2　賃貸住宅管理業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る賃貸住宅の賃貸人から書面等により法第十三条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該賃貸住宅の賃貸人から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第十四条第二項において法第十三条第二項の規定を準用する場合について準用する。

附則第二項を次のように改める。

（法附則第二条第一項の規定の適用がある場合における経過措置）

2　法附則第二条第二項の規定により法第十三条及び第十四条の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、法附則第二条第一項の規定により賃貸住宅管理業を営むことができる者を賃貸住宅管理業者とみなす。

附則第三項を削る。

附　則

この政令は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行の日（令和三年六月十五日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百四十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号中「二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール」を「二・二・二―トリクロロ―一―（二―クロロフェニル）―一―（四―クロロフェニル）エタノール又は二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール」に改め、同条に次の一号を加える。

三十四　ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ。以下「ＰＦＯＡ」という。）又はその塩

第七条の表十六の項下欄第二号及び十七の項下欄第二号中「調整添加剤」を「調製添加剤」に改め、同表に次のように加える。

十八　ＰＦＯＡ又はその塩	一　耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 二　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三　洗浄剤 四　半導体の製造に使用する反射防止剤 五　塗料及びワニス 六　はつ水剤及びはつ油剤 七　接着剤及びシーリング用の充塡料 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　トナー 十　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十一　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 十二　床用ワックス 十三　業務用写真フィルム

附則第三項の表に次のように加える。

ＰＦＯＡ又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附　則

この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月二十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百四十五号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部苫小牧の項中「六・七メートル」を「六・六メートル」に改める。

別表第一宮城県の部志津川の項中「本浜橋」を「曙橋」に改める。

別表第一石川県の部七尾の項中「能登島灯台」を「能登島指向灯」に改める。

別表第一島根県の部益田の項中「中ノ島と同市高津」を「中島町と同市高津八丁目」に、「高角橋」を「鴨島大橋」に改め、同部浜田の項中「新橋」を「亀山橋」に改める。

別表第一岡山県の部水島の項中「水島港玉島乙島防波堤灯台（北緯三四度三一分二二秒東経一三三度四一分二七秒）から〇度七五メートル」を「水島港八幡防波堤灯台（北緯三四度三〇分五〇秒東経一三三度三九分五四秒）から六五度三〇分二、五九〇メートル」に改める。

別表第一山口県の部宇部の項中「二八〇度」を「二七五度」に改める。

別表第一愛媛県の部北条の項中「北条港灯台（北緯三三度五八分三三秒東経一三二度四六分一五秒）」を「鹿島三角点（一一四メートル）（北緯三三度五八分二六秒東経一三二度四五分四九秒）から七一度三〇分六九〇メートルの地点」に改める。

別表第一高知県の部宿毛湾の項中「宿毛湾港大島灯台（北緯三二度五五分六秒東経一三二度四一分一六秒）」を「同三角点から二八八度一、二一五メートルの地点」に改める。

別表第一鹿児島県の部喜入の項中「ＪＸ喜入石油基地船だまり東防波堤灯台」を「ＥＮＥＯＳ喜入基地船だまり東防波堤灯台」に改める。

附　則

この政令は、令和三年五月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉